

児童通所支援利用までの流れ

【相談】 市役所福祉課や相談支援事業所に相談します。

【事業所の見学】 事業所等の見学をします。

【申請】 サービス利用を希望する場合は、市役所福祉課に申請します。

【調査】 市役所の調査員と面接し、お子さんや家族の状況、本人の心身の状況に関する項目等をおたずねします。

【サービス等利用計画案作成】

相談支援事業所と契約し、お子さんや家族の状況や希望などから、相談しながら必要な支援について一緒に計画案を立てます。

【支給決定】

市役所が、お子さんや家族の状況、利用計画案等から、サービスの支給量などを決定します。

【サービス等利用計画作成】

決定した内容に基づき、本人および家族、サービス提供事業所、相談支援事業所と連絡・調整（支援会議）を行い、サービス利用計画を作成します。

【サービス利用開始】 サービス提供事業所と契約を結び、利用を開始します。

【モニタリング】

一定期間ごとに相談支援事業所が利用状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

※ 流れの順番は、前後することがあります。

富岡市福祉課障害福祉係 電話 0274-62-1511（内線 1138）

